

児童養護施設長
児童自立支援施設長
各 児童心理治療施設長 殿
自立援助ホーム代表者
里 親
ファミリーホーム代表者

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉
(公印省略)

「児童養護施設等の生徒への受験料等支援事業」の実施について

平素より本機構の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会的養護のもとで育った高校生等への進学支援については、高等教育の修学支援新制度による授業料等減免・給付型奨学金の実施により、近年大幅に拡充されてまいりましたが、受験に要する諸費用をアルバイト等によって工面しながら学業に専念することが難しいなど、個別の事情によって進学をあきらめざるを得ない生徒も少なくありません。

このような現況を踏まえ、本機構では、社会的養護のもとで育った生徒が大学等(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程)への進学をあきらめることのないよう、寄附金を活用した「児童養護施設等の生徒への受験料等支援事業」を実施することといたしました。

本事業は、児童養護施設等に在籍し、令和6年3月に高等学校等を卒業予定であり、大学等への進学を希望して受験する生徒に対し、受験に要する諸費用を支援金として交付するものです。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、支援対象となる生徒が在籍する児童養護施設等におかれましては、下記により申請いただきますようお願いいたします。

裏面につづく

記

1. 申請方法

以下に掲載の「申請書」「対象者一覧」に必要事項を記載の上、本機構へ提出してください。

○本機構ホームページ「児童養護施設等の生徒への受験料等支援事業」

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/j-shien/index.html>

詳細は、同ページの「申請要領」及び「Q&A」等をご覧ください。

※ 申請書類は、記載ミスや記載漏れがないことを再度確認いただいた上で提出願います。

2. 支援対象者の要件

次の①、④、⑤にすべて該当し、かつ②又は③の要件を満たす者が対象です。

- ① 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者）に在籍して（養育されて）いる者

※ 外国籍の場合は、特別永住者、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者、永住者の配偶者、日本人の配偶者に限ります。

- ② 令和6年3月末に高等学校等（本科）を卒業予定の者又は高等学校等（本科）を卒業後2年以内の者（文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程など、卒業・修了により大学入学資格が得られる施設を含む）

- ③ 高卒認定試験受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していない者（※1）又は高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者（※2）

※1 高卒認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格まで5年を経過した者であっても、経過後から認定試験合格までの間、引き続き進学後の学習意欲をもって毎年度高卒認定試験を受験している場合は対象となります。

※2 高卒認定試験の合格点を得た者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から認定試験合格者となります。

- ④ 大学等への進学を希望し、大学等を受験する者

- ⑤ 申請時点において就職の内定を受けていない者

3. 支援金の交付申請額

生徒一人あたり20万円

※ 下記の募集期間につき、一人1回までの申請となります。

4. 申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年2月29日（木）（必着）

※ 5月8日（月）以降発送の申請書類が対象となりますので、ご注意ください。

以上

<本件問合せ先／書類提出先>

独立行政法人日本学生支援機構

政策企画部広報課寄附金室

電話：03-6743-3827（9:00～17:30 ※土・日・祝・年末年始を除く）

E-mail：j-shien@jasso.go.jp